

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン
【特別支援学校版】に関するQ&A（6月18日時点）

Q1 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

○ 校内の児童生徒等や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認してください。病院への受診状況についても可能な限り把握し、PCR検査を受けることが判明した場合は、速やかに教育委員会に報告してください。

報告先は以下のとおりです。

- ・児童生徒等の場合 保健体育課健康づくり推進室（0852-22-5425）
- ・教職員の場合 学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

Q2 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

○ 校内の児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合は、その児童生徒等や教職員の校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、活動の実態がある場合は、速やかに該当の学校全体を一定期間臨時休業として校内の消毒を行います。

○ 臨時休業の期間は、感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が特定されるまでとします。

○ 濃厚接触者の特定後、その後の対応を再度検討し、臨時休業を継続するか学校を再開するかを教育委員会で判断します。臨時休業を継続する場合は、休業を延長する前に臨時の登校日を設定し、休業中の課題の配布や生活の指導を行う機会を設けます。

○ 感染者に校内での活動の実態がない場合は、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、学校の教育活動は継続させます。

○ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患のある児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に感染者がいるか否かに関

ならず、臨時休業を行う場合がある。

Q 3 児童生徒等や教職員本人の感染判明が深夜であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

- 感染拡大を防止するために、感染判明が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から、在籍の学校を臨時休業とします。ホームページへの掲載や電子メールなど、あらかじめ児童生徒等や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えてください。
- 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた児童生徒等には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導してください。
- こうした事態に備えるためにも、日頃から児童生徒等や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めておいてください。

Q 4 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、校内に感染者がいない状況で校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。この場合、校内の消毒を行います。症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要です。
- 医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に濃厚接触者がいるか否かに関わらず、臨時休業を行う場合がある。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。

- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点から踏まえて対応を決定します。

Q 5 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点から踏まえて対応を決定します。

Q 6 日常的な消毒についてどのように行えばよいか。

- 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸して布巾などで拭き取りをします。
新型コロナウイルスに有効な消毒液としては、「消毒用エタノール」、「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「新型コロナウイルスに対し効果が確認された界面活性剤

入り洗剤」です。製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱うこと。

効果が確認された界面活性剤を含む洗剤のリストについては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のHPで公開されています。

<https://www.nite.go.jp/infomation/osirasedetergentlist.html>

なお、「次亜塩素酸水」については、「次亜塩素酸ナトリウム」とは、異なるものであり、新型コロナウイルスの消毒目的で使用することや有人空間での噴霧については、現在検証中であり、有効性や安全性の結論が出ていません。

Q7 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

- 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、活動の実態がある場合は、速やかに該当の学校全体を一定期間臨時休業とし、校内の消毒を行います。
- 消毒は保健所及び学校薬剤師等の指導に基づき、感染防止の対応を十分に行ったうえで、各学校の教職員で消毒作業を行います。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たります。
- 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されていますので参考にしてください。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 物の表面についた新型コロナウイルスの生存期間は、付着したものの種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所は、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をします。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノール

を使用して消毒します。

- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。

- 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになりますが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡してください。

■特別支援学校の寄宿舎における対応について

Q 8 特別支援学校の寄宿舎で発熱などの症状がある児童生徒等が出た場合、どのように対応すべきか。

- 寄宿舎において、軽い風邪症状等、体調がすぐれない場合、速やかに保護者へ連絡し、保護者へ引き渡す。保護者に引き渡すまでは、他の児童生徒等や教職員になるべく接触しないよう、別室等で対応する。
- 学校は当該児童生徒等の健康状態を定期的に把握し、状況が改善されず、児童生徒等が以下の症状に該当する場合は、保護者に対して、帰国者・接触者相談センターへ連絡するよう依頼する。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合
- 当該児童生徒等がPCR検査で陽性であった場合、寄宿舎を閉舎する。その他の寄宿舎生の保護者に閉舎とすることを伝え、保護者の迎えを依頼する。保護者の迎えが来るまでは、3密条件（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避をし、待機する。
- 帰省の際は、保護者への引き渡しを必須とし、濃厚接触者であることから、公共交通機関を利用しての帰省は禁止とする。（原則、自家用車とする。）また、帰省の道中は、感染拡大予防に努めることとする。ただし、基本的には保健所の指示に従うこととなるため、このような対応にならない場合がある。

Q 9 PCR検査の結果、特別支援学校の寄宿舎に在舎中の児童生徒等の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

- 感染が判明した場合、該当児童生徒等のそれまでの行動や他の児童生徒等との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることとなります。

- 寄宿舎内での生活は、いわゆる3密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、児童生徒等・教職員を含めて人数が多くなることが考えられます。

Q10 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

- PCR検査の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要があります。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たります。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使い捨て使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。

Q11 濃厚接触者に特定された児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの児童生徒等の監督をしなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された児童生徒等は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うこととなりますので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導されます。
- 児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うこととなりますが、体調に大きな変化がなく、児童生徒等自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものと考え

えます。

- 児童生徒等が寄宿舍内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努めてください。
- なお、炊事員や舎監の勤務が必要になりますが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舍の機能が維持できるように対応してください。

Q12 学校が臨時休業になった場合、寄宿舍は閉じることになるのか。

- 学校が臨時休業になった場合は、基本的には寄宿舍を閉じ、児童生徒等は帰省することになります。